

## ～医療年金係からのお知らせ～

### 70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額が変わります

高額療養費の自己負担限度額が、下表のように変わります。

#### ●平成30年7月まで

区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費総額 -267,000円)×1% 〔多数回44,400円※1〕
	課税所得 380万円以上		
	課税所得 145万円以上		
—	一般	14,000円 ※2	57,600円 〔多数回44,400円※1〕
住民税非 課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

#### ●平成30年8月から

外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% 〔多数回140,100円※1〕	
167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% 〔多数回93,000円※1〕	
80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 〔多数回44,400円※1〕	
18,000円 〔年間上限 144,000円※2〕	57,600円 〔多数回44,400円※1〕
8,000円	24,600円
	15,000円

※1 過去12か月以内に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。

### 高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

高額介護療養費の自己負担限度額が、下表のように変わります。

#### ●平成30年7月まで

区 分		自己負担額の 合計の基準額
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	67万円
	課税所得 380万円以上	
	課税所得 145万円以上	
—	一般	56万円
住民税非 課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

#### ●平成30年8月から

自己負担額の 合計の基準額
212万円
141万円
67万円
56万円
31万円
19万円



お問い合わせ先

★後期高齢者医療制度の方  
北海道後期高齢者医療広域連合  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
電話 011-290-5601

★国民健康保険の方  
役場住民福祉課 医療年金係  
電話 0135-73-2011 (内線136.137)

★その他の健康保険の方はご加入の医療保険者まで